

第 30 号

和解について

控訴人熊本県、被控訴人個人に係る福岡高等裁判所令和4年（ネ）第38号建物明渡等請求控訴事件について、裁判所の和解勧告に基づき、次のように和解することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解事項

- 1 控訴人は、被控訴人に対し、本件和解金として、50万円の支払義務があることを認める。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員を、令和5年1月13日限り、被控訴人代理人の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、控訴人の負担とする。
- 3 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 4 控訴人と被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用（第1、2審）は、各自の負担とする。

（提案理由）

裁判所の和解勧告に基づき、建物明渡等請求控訴事件について、和解する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。